

平成19年度山形県社会福祉審議会専門分科会・部会における審議状況

○ 山形県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査状況

1 分科会の目的

本分科会は、民生委員・児童委員としての適任者を厚生労働大臣あてに推薦するために県社会福祉審議会内に設置されている審査機関です。(社会福祉法第11条第1項)

本分科会の決議を社会福祉審議会の決議とすることとなっています。(社会福祉法施行令第2条第3項)

2 分科会の開催日

第1回 平成19年 8月31日 第2回 平成19年10月16日
第3回 平成19年12月26日 第4回 平成20年 3月10日

3 平成19年度の分科会審査状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	
審査件数	4	2,851	28	21	2,904
推薦適当件数	4	2,851	28	21	2,904
辞職報告数	6	5	2	14	27

4 民生委員・児童委員制度概要

- (1) 定数 2,911名(うち主任児童委員282名)(平成19年11月まで)
定数 2,908名(うち主任児童委員281名)(平成19年12月以降)
- (2) 児童福祉法の規定により、民生委員は児童委員に充てられます。
- (3) 民生委員は、制度上の位置付けから「区域を担当する民生委員・児童委員」と「主任児童委員」に区分されます。
 - ① 区域を担当する民生委員・児童委員(定数:2,629名(平成19年11月まで))
(定数:2,627名(平成19年12月以降))
各委員が担当世帯を有し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助等の活動を行っています。
 - ② 主任児童委員(定数:282名(平成19年11月まで))
(定数:281名(平成19年12月以降))
非行、不登校、いじめ、少子化など近年噴出してきた児童関係の課題に一層対応しうる児童委員であり、基本的に担当区域はもたず、児童福祉に関する課題をより専門的に担当しています。

(以下参考)

2 職務内容

- (1) 担当区域内の住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用できるよう必要な情報提供等の援助を行うこと
- (4) 社会福祉を目的とする事業の経営者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業・活動を支援すること
- (5) 福祉事務所等の関係行政機関の業務に協力すること
- (6) その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

○ 山形県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催状況

1 分科会の目的

本分科会は、地域福祉に関する事項を調査審議するために県社会福祉審議会内に設置されている機関です（山形県社会福祉審議会規程第3条）。山形県地域福祉推進計画の進行管理も本分科会において行われます。

本分科会の決議を社会福祉審議会の決議とすることとなっています（山形県社会福祉審議会規程第5条）

2 分科会の開催日及び審議状況（平成19年度の開催状況）

○第1回 平成19年10月16日 【県地域福祉推進計画（改訂版）の骨子案の提示】

- ①山形県地域福祉推進計画の改訂スケジュールについて
- ②「山形県地域福祉推進計画」改訂の方向と展開（検討案）について

○第2回 平成19年12月26日 【県地域福祉推進計画の改訂素案の提示】

- ①「山形県地域福祉推進計画」の改訂に係る考え方について
- ②「山形県地域福祉推進計画」の改訂素案について

（参考）平成20年度の開催状況等

- 平成20年3月24日～4月25日 【県地域福祉推進計画の改訂素案の
パブリックコメント】

○第3回 平成20年5月29日 【県地域福祉推進計画（改訂版）の最終案の提示】

- ①山形県地域福祉推進計画の改訂について

○ 山形県社会福祉審議会身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審査状況

1 開催日（年6回開催）

第1回：平成19年5月24日 第2回：平成19年7月26日 第3回：平成19年9月20日
 第4回：平成19年11月22日 第5回：平成20年1月24日 第6回：平成20年3月18日

2 審査内容

(1) 身体障害者手帳申請用の診断書を作成する医師の指定審査

身体障害者手帳の交付を申請する際には、あらかじめ都道府県知事の指定を受けた医師の作成した診断書を添付する必要があり、審査部会において当該医師の指定に係る審査を行う。

根拠法令：身体障害者福祉法第15条第2項

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
審査件数	9名	21名	6名	7名	7名	12名
(うち却下件数)	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名

(2) そしゃく機能障害用の意見書を作成する歯科医師の指定審査

唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請する場合には、指定医師の診断書の他に、都道府県知事の定める歯科医師による意見書の添付が必要であり、審査部会において当該歯科医師の指定に係る審査を行う。

根拠法令：山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則第6条

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
審査件数	0名	0名	0名	0名	0名	0名
(うち却下件数)	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名	(0)名

(3) 自立支援医療（更生医療・育成医療）を担当する医療機関の指定審査

身体障がい者（児）の更生（育成）医療は、都道府県知事の指定を受けた医療機関又は薬局で実施することとされており、審査部会において当該医療機関等の指定に係る審査を行う。

根拠法令：障害者自立支援法第59条第1項

更生医療：疾病負傷そのものを治療するものではなく、原症がすでに治癒したと考えられる障がいに対して、日常生活等をしていくうえで便利なように障がいを軽くしたり回復させたりする手術を行うなど、残された機能障がいを補完するためリハビリテーションの立場から行われる医療。

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
医療機関	審査件数【変更】	4件【0件】	2件【2件】	1件【0件】	0件【0件】	0件【0件】	1件【0件】
	(うち却下件数)	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】
薬局	審査件数【変更】	11件【0件】	6件【8件】	5件【1件】	5件【0件】	8件【5件】	5件【0件】
	(うち却下件数)	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】	(0)件【0件】

(4) 身体障害者手帳交付申請にかかる障がい程度の認定審査

身体障害者手帳の申請について、等級等に疑義のあるもの、及び障がいの程度が身体障害者福祉法別表に掲げる等級に該当しないと思われるものの審査を行う。

根拠法令：身体障害者福祉法施行令第5条

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
手帳協議件数	451件	505件	337件	479件	417件	467件
(うち却下数)	(9)件	(18)件	(11)件	(6)件	(8)件	(5)件

○ 児童福祉専門分科会の審議状況

1 開催状況

(1) 児童福祉専門分科会

平成20年3月4日(金)

(2) 児童処遇部会

① 第1回 平成19年9月28日(金)

② 第2回 平成20年3月4日(金)

2 審議の状況

(1) 児童福祉専門分科会

	審議の内容
平成20年3月4日	議事 児童虐待重大事例の検証と審議会等への報告について

(2) 児童処遇部会

	審議の内容	審議の結果
平成19年9月28日	里親の認定 4件	適当と認める 3件 不相当と認める 1件
	意見の聴取 3件	処遇適当と認める 3件
平成20年3月4日	里親の認定 5件	適当と認める 5件